

# 自家用車福祉有償運送って何？

人を車に乗せ、代償として「対価」をいただく行為は「認可」が必要で今まではタクシー会社等が行って来ました。しかし高齢者、障害者にとって地域社会に出ていくことに関して公共交通機関ではまだまだ対応できないのが現状です。そこで道路交通法第49条第3号に定めた内容により、福祉団体等所属の有資格者が自家用車等にて実費の範囲内の対価(料金)をいただいて会員限定で運送できる制度が自家用車福祉有償運送です。



## どのような人が利用できるの？

○介護認定、障害関係の各種手帳受給者が対象で当法人は介助が必要な方を優先しております。主に保険制度に付随した内容にてお受けしています。自立されています方におかれましては介護タクシー等をご利用ください。

\* 先ず、本会の会員名簿に登録が必要です。

\* 登録料、年会費無料。

## 料金に関して

全車種同額料金

参考料金体系表(初乗り2キロ)			
(以上～未満)	基本料金(円)	距離加算(円)	合計(円)
0km～2km	300	0	300
2km～3km	300	150	450
3km～4km	300	300	600
4km～5km	300	450	750
5km～6km	300	600	900
6km～7km	300	750	1050
7km～8km	300	900	1200
8km～9km	300	1050	1350
9km～10km	300	1200	1500

以降、距離加算として150円加算されます。

## 「ご利用にあたっての留意点」

★当法人運営の「自家用車福祉有償運送」は一般タクシーのように常時待機して受け付ける仕組みではありません。完全予約制(前月までに調整が必要です)です。

また、ヘルパー事業と重なることが多々あり御希望の日時でお受けできない場合がございますことご承知おきご利用ください。

○稼働時間は10:00～16:00の業務時間帯にて行います。

★現在、通学、透析等定期的な送迎は受けていません。

○上記にかかわらず、運転者・車両の配備ができなくお受けできない場合があります。

○営業地区(小田原市、南足柄市、大井町、山北町・箱根町)

\*山北町は役場周辺、箱根町は湯本地域まで対応します。

○基本玄関から玄関までが法律内でのお仕事です。屋内からの移乗等は実費となります。

○当日集金です

(当事業所利用者で介護保険等の補助で行っている場合は利用料金と合算請求いたします)

\*介護保険のタクシー券のみつかえます。(1枚につき初乗り300円分適応されます)\*障がい者のタクシー券は取り扱っていません。

## 通院等の院内介助は実費制度を用意しています。

★「当事業所(ヘルパーステーションみゆう)の自費ヘルパー」料金(抜粋)

○通常営業時間: 30分単位で1000円

○早朝: 6時～8時に介助した場合: 30分で2000円

○夜間: 18時～20時に介助した場合: 30分で2000円

\*2人介助の時はそれぞれ2倍となります。

\*車いすの方へ、

エレベーターの無い住居の方は対応できませんのでご理解ください。

